



宮 崎 県 公 報

平成21年5月25日 (月曜日) 第 2085 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更 (3件) …… (道路保全課) 1	3
○道路の供用の開始 (2件) …… () 1	6
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (商業支援課) 2	7
	8
	9

○宮崎県労働委員会委員の推薦手続 …… (労働政策課) 3
○職業訓練指導員試験の実施 …… () 6
○地籍調査に関する事業計画の決定 …… (農村計画課) 7
○開発行為に関する工事の完了 …… (建築住宅課) 8
公安委員会公告
○検定合格者審査の実施について …… 8
○警備員等の検定の実施について …… 9

告 示

宮崎県告示第 410号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年5月25日から平成21年6月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷区 鬼神野字仁 田ノ越1823 番地先から 同郡同町同 区鬼神野同 字1810番2 地先まで	旧	4.0 ~ 10.6	50.2
				新	16.5 ~ 26.0	50.2

宮崎県告示第 411号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年5月25日から平成21年6月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西	児湯郡木城	旧	10.8 ~	173.0

都 線	町大字川原 字内屋敷11 39番3地先 から西都市 大字穂北字 八重山3726 番6地先ま で	新	17.4 15.0 ~ 36.0	132.0
		新	15.0 ~ 36.0	132.0

宮崎県告示第 412号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年5月25日から平成21年6月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
104	県道	霧島公 園小林 線	小林市大字 細野字竹山 5136番1地 先から同市 同大字夷 守4922番6 地先まで	旧	8.2 ~ 10.4	364.0
				新	10.8 ~ 16.4	364.0

宮崎県告示第 413号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年5月25日から平成21年6月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東白杵郡美 郷町南郷区 鬼神野字仁 田ノ越1823 番地先から 同郡同町同 区鬼神野同 字1810番2 地先まで	平成21年5月25日

宮崎県告示第 414号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年5月25日から平成21年6月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
104	県道	霧島公 園小林 線	小林市大字 細野字竹山 5136番1地 先から同市 同大字字夷 守4922番6 地先まで	平成21年5月25日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープ三股店
北諸県郡三股町大字樺山4963番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エーコープみやざき 代表取締役 羽田正治
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地 1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) A・コープ三股店
北諸県郡三股町樺山4963番1 外

(変更後) A・コープ三股店
北諸県郡三股町大字樺山4963番1 外

- 4 変更の年月日
平成21年4月28日
- 5 変更する理由
所在地の誤記を修正するため
- 6 届出年月日
平成21年4月27日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成21年5月25日から平成21年9月25日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
(2) 期間
平成21年5月25日から平成21年9月25日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
延岡ニューシティ
延岡市旭町2丁目2番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章
福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 建物北側 63台
建物東側 606台
建物南側 17台
建物南側別敷地 294台
建物内 402台
建物屋上 533台
合計 1,915台

<p>(変更後) 建物北側 63台 建物東側 601台 建物内 401台 建物屋上 407台 合計 1,472台</p>	<p>第37期宮崎県労働委員会委員の任期が平成21年8月19日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により第38期委員を任命するので、委員の候補者を推薦しようとする使用者団体及び労働組合は、次により推薦してください。</p>
<p>② 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>(変更前) 建物北側 57台 建物西側 162台 建物南側 30台 合計 249台</p> <p>(変更後) 建物北側 57台 建物西側 156台 建物南側 53台 合計 266台</p>	<p>平成21年5月25日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>
<p>③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>(変更前) 建物内南側(A) 60㎡ 建物内南側(B) 28㎡ 建物内南側(C) 13㎡ 合計 101㎡</p> <p>(変更後) 建物内南側(A) 65㎡ 建物内南側(B) 29㎡ 建物内南側(C) 17㎡ 合計 111㎡</p>	<p>1 任命する委員の数 使用者委員 5人 労働者委員 5人</p> <p>2 推薦できるものの資格</p> <p>(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。</p> <p>(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。</p> <p>3 推薦される候補者の資格等 労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の4第1項の規定に該当しないこと。</p>
<p>(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>(変更前) 建物敷地南側、東側、北側及び西側 7箇所 建物敷地南側駐車場北側 1箇所 合計 8箇所</p> <p>(変更後) 建物敷地南側、東側、北側及び西側 5箇所</p>	<p>なお、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。</p>
<p>4 変更する年月日 平成21年12月31日</p> <p>5 変更する理由 経営環境に対応した営業政策のため</p> <p>6 届出年月日 平成21年4月30日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成21年5月25日から平成21年9月25日まで</p>	<p>4 推薦する委員の候補者数 候補者の数は、制限しない。</p> <p>5 推薦期間 平成21年6月4日（木曜日）から平成21年6月26日（金曜日）まで</p>
<p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成21年5月25日から平成21年9月25日まで</p>	<p>6 推薦の方法</p> <p>(1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。 ア 推薦書（別記様式第1号） 1部 イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1部 ウ 被推薦者の履歴書 1部 エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部</p> <p>(2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。 ア 推薦書（別記様式第1号） 1部 イ 労働組合法施行令第21条第3項の規定による宮崎県労働委員会の証明書 1部 ウ 被推薦者の履歴書（労働組合歴及び一般職歴を記載すること。） 1部 エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部</p>
<p>9 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>7 推薦書類の提出先 宮崎県商工観光労働部労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。</p>

別 記
様 式 第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 東 国 原 英 夫 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

印

第 38 期 宮 崎 県 労 働 委 員 会 の 使 用 者 (労 働 者) 委 員 の 候 補 者 と し て、 次 の 者 を 推 薦 し ま す。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

添 付 書 類

- 1 委 員 候 補 者 の 履 歴 書
- 2 委 員 候 補 者 調 書 (別 記 様 式 第 2 号)
- 3 規 約 又 は 定 款 の 写 し (使 用 者 委 員 候 補 者 推 薦 の 場 合)
- 4 宮 崎 県 労 働 委 員 会 の 資 格 証 明 書 の 写 し (労 働 者 委 員 候 補 者 推 薦 の 場 合)

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第38期宮崎県労働委員会使用者（労働者）委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

- (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
造園科 和裁科 建築科 配管科 塗装科
- (2) 学科試験のうち、指導方法について試験を実施する職種
全職種

2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
造 園 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 植物（植物学、植物病理学、農業） イ 土及び肥料（土、肥料） ウ 農業機械及び施設（農業機械、農業施設、器具） エ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 造園法（庭園、造園計画及び設計、造園工事法、造園管理、造園機械、仕様及び積算） イ 材料（造園植物、造園用材料）
和 裁 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
建 築 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規） イ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画） イ 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算） ウ 材料（建築用材料）

配 管 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学（建築設備、配管設備、建築構造、建築施工） イ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 配管設備（上下水道設備、ガス設備、冷暖房設備、空気調節設備） イ 配管製図（読図法、配管図） ウ 施工法（管工作法、配管施工、試験測定法、配管用材料、仕様及び積算）
-------	---

塗 装 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア デザイン（文字、構成、色彩、模様） イ 塗装一般（塗料、調色、塗装用設備及び機器、関係法規） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 塗装法（金属製品塗装法、木工製品塗装法、建築物塗装法、試験法、材料、仕様及び積算）
-------	--

その他の職種	指導方法
--------	------

3 受験資格

- (1) 受験資格は、次のとおりとする。
 - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項第1号から第11号まで又は第3項第1号から第3号に規定する者
 - ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第45条の2第3項第3号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年労働省告示第38号）に規定する者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部

職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

- 5 試験期日
平成21年8月27日（木曜日）
- 6 試験場所
宮崎地域職業訓練センター
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
- 7 受験申請の手続
 - (1) 提出書類
 - ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）、前記3に掲げる受験資格を証する書類

- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類
 - (2) 提出先
〒 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部労働政策課
 - (3) 受付期間
平成21年6月15日（月曜日）から平成21年7月3日（金曜日）まで（郵送の場合は7月3日付けの消印のあるものまで有効とする。）
 - (4) 受験手数料 3,100円
（宮崎県取入証紙（消印しないこと。）により納付すること。）
 - (5) 受験票
申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
- 8 合格通知
平成21年9月30日（水曜日）に合格者に通知する。
- 9 その他
- (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会、各事業組合等で交付する。
 - (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒にあて先を明記の上、140円切手をはり、宮崎県商工観光労働部労働政策課に申し込むこと。
 - (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課（電話0985（26）7107）に問い合わせること。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字大瀬町・大字瓜生野の各一部、 田野町地番区域甲・田野町地番区域乙の各一部、高岡町高浜・五町・花見の各一部
都城市	都城市高野町・美川町・吉之元町の各一部
延岡市	延岡市安井町・神戸町の全域、川原崎町の一部、北方町地番区域乙・地番区域午の各一部、北川町川内名の一部、北浦町三川内の一部
日南市	日南市大字松永・大字殿所・大字東弁分・大字塚田・大字益安の各一部、南郷町中村の一部
小林市	小林市大字東方の一部
日向市	日向市東郷町山陰丙・山陰庚の各一部
串間市	串間市大字秋山・大字奈留の各一部
西都市	西都市大字茶臼原・大字穂北の各一部
えびの市	えびの市大字浦・大字原田の各一部
清武町	宮崎郡清武町大字加納の一部
三股町	北諸県郡三股町大字樺山・大字五本松・大字長田の各一部
国富町	東諸県郡国富町大字本庄・大字宮王丸・大

西米良村 椎葉村	字伊左生・大字木脇・大字塚原・大字八代北 俣・大字八代南俣の各一部 児湯郡西米良村大字上米良の一部
美郷町	東白杵郡椎葉村大字大河内・大字下福良の 各一部
高千穂町 日之影町	東白杵郡美郷町南郷区鬼神野・南郷区神門 の各一部 西白杵郡高千穂町大字押方の一部 西白杵郡日之影町大字七折・大字岩井川の 各一部
五ヶ瀬町	西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所の一部

2 調査期間

平成21年4月23日から平成22年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により
許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成21年5月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住 所及び名称
宮崎郡清武町大字加納 字池田乙 899-1 外2筆、 字黒岩乙 892 外1筆、 字菰迫乙1250-1、 乙1245の一部、 宮崎郡清武町 池田台北29-391 外3筆、 29-389の一部	日向市大字日知屋 16293番 地14 日向総合建設株式会社

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第6号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5
条に規定する、旧法第11条の2の規定による検定合格者(以下「旧
検定合格者」という。)に対する審査(学科試験及び実技試験を受
検する者に限る。以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成21年5月25日

宮崎県公安委員会委員長 田代 知代

1 審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の審査

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規
則第20号。以下「検定規則」という。)附則第3条の規定によ
る廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委
員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項に規
定する空港保安警備に係る1級の検定に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する空港保安警備に係る2級の検
定に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る1級の検定に

合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る2級の検定に
合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る1級の検
定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る2級の検
定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る
1級の検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る
2級の検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る1級の
検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る2級の
検定に合格した者

2 審査の対象者

旧検定合格者のうち、次に掲げる者以外の者

- (1) 検定規則施行日(平成17年11月21日)において、現に、旧検
定に係る業務に継続して1年以上従事していた者
- (2) 検定規則施行日において、現に、旧検定に係る警備業務につ
いての指定講習の講師として1年以上従事していた者

3 審査の日時

区 分	日 時
審 査	平成21年8月4日(火) 午前9時30分から

4 審査の場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

5 審査の実施要領

- (1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格
した者にのみ実技試験を実施する。

学科試験は、5枝択一式の筆記試験により行う。

(2) 1級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措
置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(イ) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措
置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施

(3) 2 級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

6 審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	平成21年6月29日(月)から7月3日(金)までの午前9時から午後5時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

(1) 審査申請書 1 通

(2) 旧検定合格証の写し 1 枚

(3) 写真 1 葉 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(4) 次のいずれかの書面 (宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。)

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施す

る。

平成21年5月25日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	2 級	平成21年9月4日(金)午前9時30分から午後5時まで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

15人 (受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成21年7月28日(火)から8月11日(火)まで (県の休日を除く。)

)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所におけ

る負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する
こと。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所におけ
る負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する
こと。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛
を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のため
に必要な範囲でのみ利用する。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活
安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。